

**移住定住促進のための新幹線通勤補助金
該当判定チェックリスト**

①又は②の列すべてに○がつくことが必要です。

No.	項目	①	②	備考
1	湯沢町に定住する意思がある			
2	既婚者である			
3	平成29年4月1日以降に転入した			交付申請時に住民票が湯沢町にあることが必要です。
4	夫婦の合計年齢が80歳未満である			交付申請時の年齢で判定します。
5	夫婦ともに県外に継続して5年以上居住していた			交付申請時点で判定します。
6	自らが居住するための住宅である			土地のみ、課税対象外物件は対象外です。
7	売買等により取得した住宅である			贈与、相続、増築、改築は対象外です。
8	新築又は中古住宅である			賃貸住宅、売却目的の購入は対象外です。
9	登記の時期が平成29年4月1日～平成30年3月31日である			
10	専用住宅又は併用住宅である			住宅とは、玄関、トイレ、台所、浴室及び居室を有し、利用上の独立性を有する建物(区分所有建物を含む。)をいいます。また、居住の用に供する部分と事業の用に供する部分とが結合する併用住宅については、居住の用に供する部分が住宅の床面積の2分の1以上の建物をいいます。
11	登記の名義が、自分のみ、自分と配偶者の共有名義、自分と親等との共有名義である			自分と親等との共有名義の場合は、夫婦の持ち分が合計の2分の1以上の建物が対象となります。
12	勤務先の新幹線最寄り駅が高崎、本庄早稲田、熊谷、大宮、上野、東京である			
13	住民票が湯沢町にある			交付申請時に住民票が湯沢町にあることが必要です。
14	湯沢町に15年以上居住したことがある			交付申請時点で判定します。継続15年ではなく、通算15年となります。
15	年齢が30歳未満である			交付申請時の年齢で判定します。
16	勤務先の新幹線最寄り駅が高崎、本庄早稲田、熊谷、大宮、上野、東京、長岡、燕三条、新潟である			